

参議院環境委員会議録第三号

(五二)

平成二十一年十一月二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月二十一日

辞任

小川 勝也君
元子 マルティ君

十月二十二日

辞任

一川 保夫君
川合 孝典君

十一月二日

辞任

水野 賢一君
市田 忠義君

出席者は左のとおり。

委員

理事

北川 イッセイ君

轟木 利治君

山根 隆治君

有村 治子君

川口 順子君

小川 勝也君

大石 尚子君

元子 マルティ君

白 真勲君

平田 健二君

福山 哲郎君

松野 信夫君

鈴木 政二君

谷川 秀善君

中川 雅治君

加藤 修一君

○委員長(北川イッセイ君) 環境及び公害問題に
関する調査のうち、生物の多様性に関する条約第
十回締約国会議の結果に関する件を議題といたし
ます。

本件について松本環境大臣から報告を聴取いた
しました。松本環境大臣、
○國務大臣松本龍君 十月十八日から二十九日
まで愛知県名古屋市において、生物の多様性に関
する条約第十回締約国会議、COP10が、百七十
九の締約国と国際機関やNGO等のオブザーバー
が出されても事務レベルでは合意を見出すことが
できませんでした。このため、名古屋で何として
も合わせ、およそ一万三千人が参加して開催さ
れ、私が議長を務めました。この会議の結果につ
いて御報告いたします。

会議の大きな成果として、生物多様性に関する
新しい世界目標であるいわゆるポスト二〇一〇年
目標(愛知目標)と、遺伝資源へのアクセス及び
その利用から生じる利益の公正で衡平な分配、い
わゆるABSの名古屋議定書の合意が挙げられま
す。特に名古屋議定書に関しては、条約制定以来
議論が続けられてきた条約の三番目の目的を達成
するための法的拘束力のある国際的枠組みが採択
されたものであり、生物多様性条約にとって新た
な時代の幕開けとなつたと言えます。また、これ
ら以外にも、保護地域や持続可能な利用など、今
後の地球規模での生物多様性の保全と持続可能な
利用を進める上で重要な合計四十七の決定が採択
されました。

二〇一〇年までに生物多様性の損失速度を顕著
に減少させるとしたこれまでの目標が達成され
ず、生物多様性の損失がこれまでにない速度で続
いている危機的な状況の中で、ポスト二〇一〇年
目標について、日本から提案した自然との共生と
いう考え方を長期目標に反映させ、また、意欲的
かつ現実的な短期目標や具体的な数値が一部盛り
込まれた個別目標が空白期間を設けることなく採
択できたことは、今後の生物多様性の保全と持続
可能な利用の推進にとり大きな意味があると考え
ます。

ABSについては、各国閣僚等から合意に向け
強い期待が示される一方、事務レベルでの交渉が
進展しなかつたことから、閣僚級の協議を開催
し、事務レベルでの議論に政治的ガイダンスを与
えることとしました。しかし、政治的ガイダンス
が出されても事務レベルでは合意を見出すことが
できませんでした。このため、名古屋で何として

も議定書に合意すべき、あるいは合意してほしい
という各國閣僚等の思いを酌み上げ、私から議定
書の議長案を各地域代表の閣僚等に対して提示い
ました。そして、この議長案を基にこれらの
閣僚等と議論すること等によりようやく合意に達
し、全体会合で採択することができました。

名古屋議定書の採択は、今後の遺伝資源へのア
クセスと利用の改善の基礎をつくり、生物多様性
の保全と人類の福利の向上という、遺伝資源の提
供国と利用国の両者にメリットを与える制度にな
るものとして期待されます。

今後重要なことは、新たな目標に基づき、各國
が国家戦略をつくり、具体的な施策を実施するこ
とであり、また、名古屋議定書についても各國が
早期に批准し、議定書を発効させ、適切に運営し
ていくことです。我が国は今後二年間議長国とし
て、今回決定された事項の円滑かつ着実な執行に
取り組んでいく考えです。また、国内の生物多様
性に係る施策についても会議の決定を踏まえ、充
実させていく必要があると考えています。

私は、今回のCOP10の成果は、世界の人々の
自然や生き物に対する思いが結集した結果ではな
いかと思います。そして、世界中の人々のこうし
た気持ちに感謝するとともに、その思いを大切
に、国内外の生物多様性の保全と持続可能な利用
の進展に向け、全力で取り組みたいと考えてお
ります。引き続き御支援をお願いいたします。

○委員長(北川イッセイ君) 以上で報告の聴取は
終わりました。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。松本環境
大臣

大臣。

○国務大臣(松本龍君) ただいま議題となりました地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

生物の多様性は、私たちの生存基盤であり、その恵みによって社会経済が成り立つて享受する。一方生物の多様性は、担い手の減少による里地里山の劣化や外来種の影響等により深刻な危機に直面しています。

このような状況の中、一昨年、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図る生物多様性基本法が制定され、国は、多様な主体の連携及び協働による生物の多様性の保全のための活動を促進するための必要な措置を講ずるものとされています。また、折しも本年十月、我が国において生物多様性条約第十回締約国会議が開催され、現在、国内外において生物の多様性の保全に関する機運が高まっています。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う地域の特性に応じた生物の多様性の保全のための活動を促進するため、地域連携保全活動基本方針及び市町村が作成する地域連携保全活動計画について定め、同計画に基づく活動について関係法令の適用の特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、本法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、本法律案の目的は、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もつて豊かな生物の多様性を保全することとしております。

第二に、主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めなければならないこととしております。

第三に、市町村は、地域連携保全活動基本方針に基づき、特定非営利活動法人等が行う地域連携

保全活動の促進に関する計画を作成することができることとするとともに、計画作成に必要な手続

を規定しております。

第四に、地域連携保全活動計画に従つて行われる行為について、自然公園法、森林法、都市緑地法等の規定の特例を定めております。

第五に、国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供・助言その他の必要な援

助を行うよう努めることとしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(北川イッセイ君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日、水野賢一君が委員を辞任され、その補欠として柴田巧君が選任されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、地球温暖化抑止のための国内対策の抜本的転換に関する請願(第一四四号)

第一四四号 平成二十二年十月十九日受理
地球温暖化抑止のための国内対策の抜本的転換に関する請願

請願者 大阪市東住吉区田辺四ノ九ノ二二 黒田妙子 外二百十五名

紹介議員 市田 忠義君

I P C C (気候変動に関する政府間パネル)は、産業革命前に比べて平均気温が二度を超えて上昇すると、後戻りの効かない深刻な変化が起きると

予測している。大量生産・大量消費・大量廃棄社会を変え、温室効果ガス排出量を削減することは、人類的課題であり、世界は様々な努力を始めているが、日本は先進国の中でも後れている。地

球温暖化抑止に向けて国内対策の抜本的転換す

ることも必要である。

ついては、次の措置を採られたい。

一、日本政府として、二〇二〇年までに温室効果ガスの三〇%削減を明確にした中期目標を確立すること。

二、日本の温室効果ガスの圧倒的な部分を占める産業界と政府との間で削減の期限と目標を明確にした公的協定など実効ある対策を採ること。

三、石油・石炭など化石燃料偏重・原発頼みのエネルギー対策から、自然エネルギー重視へと抜本的な転換を図ること。

四、地球温暖化防止の人類的課題にこたえる産業構造・国民経済・生活への転換目指し、政府は十分な取組を行うこと。

五、地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(地域連携保全活動基本方針)

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針(以下「地域連携保全活動基本方針」という。)を定めなければならない。

二 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域連携保全活動の意義に関する事項

二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する事項

三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する事項

四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

六 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基

3 本法第十一條第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

な生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)

第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす

動物植物の防除、生物の多様性を保全するため

態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動で

あつて、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うもの

のをいう。

5	前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。 (地域連携保全活動計画の作成等)
6	市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに成ることができる。
7	地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
8	一 地域連携保全活動計画の区域 二 地域連携保全活動計画の目標
9	三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項
10	四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項
11	五 計画期間
12	三 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。
13	四 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。
14	五 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理

6	由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。
7	市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに成ることができる。
8	二 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
9	一 地域連携保全活動計画の区域 二 地域連携保全活動計画の目標
10	三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項
11	四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項
12	五 計画期間
13	三 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。
14	四 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。
15	五 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理

6	由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。
7	市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに成ることができる。
8	二 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
9	一 地域連携保全活動計画の区域 二 地域連携保全活動計画の目標
10	三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項
11	四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項
12	五 計画期間
13	三 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。
14	四 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。
15	五 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理

6	由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。
7	市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに成ることができる。
8	二 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
9	一 地域連携保全活動計画の区域 二 地域連携保全活動計画の目標
10	三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項
11	四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項
12	五 計画期間
13	三 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。
14	四 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。
15	五 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理

